

第3回鹿屋市国民健康保険運営協議会 会議録（要点筆記）

日 時：平成 29 年 12 月 21 日（木）午後 3 時 00 分～ 4 時 05 分
会 場：鹿屋市役所議会棟 3 階 全員協議会室
出席者：新村幸次、池之上キヨ子、福永節子、羽根田美由子、入佐美代子、小倉修、 16 人 福田恒典、土田千夏、吉留勝雄、今田喜公、浜田保、上籠司、加治木律子、 岩元伸二、永田兼一、荒木直彦 欠席者：渡邊正人 1 人 (敬称略)
事務局及び関係部課職員出席者：中津川保健福祉部長 (健康保険課) 坂元健康保険課長、濱田課長補佐、前田主査、下假屋主査、 木元主査、難波主任主事
公開・一部公開の別：公開
傍聴者数：0 人
議 題：(1)国民健康保険制度改正に伴う保険税率設定の考え方について (2)鹿屋市国民健康保険運営方針骨子（案）、第2期鹿屋市保健事業計画（データヘルス計画）骨子（案）（特定健康診査等実施計画）について (3)その他

会次第	動 態	会 議 内 容
1 開 会	事務局	○開催要件の確認 本日の会議につきましては、「被保険者を代表する委員」が5人、「保険医及び保険薬剤師を代表する委員」が5人、「公益を代表する委員」が4人の出席であり、今、申し上げました各委員について、1人以上を含む半数以上の委員が出席されており、鹿屋市国民健康保険条例施行規則第7条で定める会議の開催要件を満たしていることを確認
2 部長挨拶	部長	省略
3 会議録署名委員の指名	会長	○指名 鹿屋市国民健康保険条例施行規則第12条の規定に基づき指名 2人（新村幸次 委員、上籠司 委員）
4 平成 29 年度第 2 回国民健康保険運営協議会会議結果概要報告	事務局	平成 29 年度第 2 回国民健康保険運営協議会の会議結果の概要報告 【質疑・応答なし】

会次第	動 態	会 議 内 容
5 協 議 (1) 国民健康保険制度の改正に伴う保険税率設定の考え方について	事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 全委員 事務局	○資料に基づき説明 【質疑・応答】 質疑：仮係数で算出した国保税額は法定外繰入金が入った金額か。 応答：法定外繰入金を入れずに現在の税率で試算して納付金を賄えると説明。 質疑：1月の確定係数での税率はどうなるかまだ予想できないか。 応答：仮係数は28年度のベースで試算したものなのでさほど変わらないのでは、と予想しているが確定係数をみないと正式な話はできないと説明。 質疑：収納率の目標の設定は県が示してくるのか。 応答：県の基本方針のなかで被保険者数に応じて定められていると説明。 質疑：今、県下で4方式のところは何市町村か。 応答：4方式が31市町村、3方式が12市町村と説明。 質疑：今まで4方式を3方式にしてほしいと意見が多かったが、なぜ県が3方式に統一することになったのか。 応答：国が県への移行のなかで謳っている。急に3方式にするのはできないので5年間をめどに鹿児島県は調整を図っていくと説明。 質疑：3方式にすることで各世帯にどういう影響があるか。 応答：単純に資産割をなくすだけなら資産を持たない方には影響がない。しかし、その分を残り3つで賄う必要がある所以他の部分上げないといけなくなり、世帯に対する負担が増えるとしていると説明。 質疑：試算どおりなら、来年度は現状の税率で法定外繰入をしなくても余裕は少しありそうか。 応答：約7,000万円は余裕がありそうだが、年があけないと正確には分からないと説明。 資料に基づき説明された内容について、承認
(2) 鹿屋市国民健康保険運営方針骨子(案)、第2	事務局 委員	○資料に基づき説明 【質疑・応答】 質疑：ポピュレーションアプローチとは具体的にどのような活動か。

会次第	動 態	会 議 内 容
期鹿屋市保健事業計画 (データヘルス計画) 骨子(案) (特定健診等実施計画)について (3) その他	事務局 委員 事務局 委員 事務局 全委員	<p>応答：早い段階から集団に働きかけ、健康活動に努めるように促すことと説明。</p> <p>質疑：成人疾患や重症化の予防よりも終活の啓発活動をした方が、簡単で医療費削減にもなるのではないか。</p> <p>応答：終活に関しては高齢福祉課の地域包括ケア推進室が行っている。今後も連携を取りながら健康保険課も動いていくと説明。</p> <p>質疑：被保険者の60～74歳の人口が全体の53%を占めているのは、類似都市も似たような状態か。</p> <p>応答：国民皆保険制度が始まった時代に比べ被用者保険の方が増加している背景があるので、同様の傾向は全国的にあると説明。</p> <p>資料に基づき説明された内容について、承認</p> <p>【質疑・応答】</p> <p>質疑：計画案を作って、最終的に公表するのか。</p> <p>応答：国民健康保険運営方針、保健事業計画ともにホームページに掲載すると説明。</p>
6 その他	事務局	<p>○制度改正の広報について</p> <p>○次回の日程について</p>
7 閉会	事務局	省略
問合せ先	鹿屋市 保健福祉部 健康保険課 国民健康保険係 電話番号 0994-43-2111 (内線 3162)	